

事務連絡  
令和5年3月28日

各  
都道府県  
保健所設置市  
特別区  
歯科口腔保健担当部局御中

厚生労働省医政局歯科保健課歯科口腔保健推進室

歯周疾患検診における検診票の見直しについて（周知依頼）

平素より歯科口腔保健行政に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

現行の「歯周病検診マニュアル2015」において、歯周病検診票（例）をお示ししているところですが、歯科健診（検診）データを用いた地域分析、地域間比較等が可能になるよう、質問項目や口腔内診査項目の標準化等を進める観点から、「歯科口腔保健の推進に係る歯周病対策ワーキンググループ」において必要な見直しを行い、別添のとおり新たな検診票を取りまとめましたので、その内容について御了知の上、関係機関等に周知いただきますようお願いいたします。

なお、当該検診票を含む歯周病検診マニュアルの改訂版については同ワーキンググループで必要な見直しを行い、別途お知らせいたします。

また、来年度以降、健康管理システムの標準仕様書対応に伴うシステム改修が各自治体において実施されることから、新たな検診票を用いた歯周疾患検診の運用開始時期については、準備等に一定の期間を要することを踏まえて、適切な運用時期が決まり次第別途早めにご連絡させていただきます。

(照会先)

厚生労働省医政局歯科保健課歯科口腔保健推進室

電話：03-5253-1111（内線 2658・2553）

メール：[shikahoken8020@mhlw.go.jp](mailto:shikahoken8020@mhlw.go.jp)